

地方創生応援税制の創設 (企業版ふるさと納税)

平成28年度税制改正で、「ふるさと納税」の適用が法人にも拡大されたということですが、内容を教えてください。

青色申告法人が、平成28年4月1日(地域再生法の一部を改正する法律の施行日)から平成32年3月31日までの間に、地域再生法の認定地方公共団体に対して、その認定地方公共団体がおこなった「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関する特定寄附金を支出した場合には、その寄附をした日を含む事業年度の法人事業税及び法人住民税から税額控除等の優遇措置が受けられることになりました。企業版ふるさと納税は、法人の税負担軽減効果のほかにも、地方創生を納税によって応援することができるとされ、納税者が税の使い道を選択できるという点において評価されます。また、納税に対する返礼品を社員の福利厚生に役立てようという動きもあるようです。

1. 優遇措置の内容

現行の寄附金損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の措置が創設されました。寄附額に対する控除額の割合は、法人住民税、法人事業税、法人税の合計で寄附額の3割です。内訳は、法人住民税で寄附額の2割を控除、法人住民税で2割に達しない残り分を法人税で控除(ただし、寄附額の1割が限度)、法人事業税で寄附額の1割を控除となります。また、納

税額に対する控除額の上限は、法人住民税20%、法人事業税20%(地方法人特別税廃止後は15%)、法人税5%です。また、1企業における1事業当たりの寄附額の下限額は、10万円となっています。

法人がふるさと納税を実行した場合、次のような税制措置がイメージされます。

寄附金総額			
損金算入分 (約3割) 国税+地方税	税額控除 (2割) 法人住民税+法人税	税額控除 (1割) 法人事業税	企業負担 (約4割)

2. 対象となる地方公共団体

地方版総合戦略を策定する地方公共団体に対する寄附が対象です。ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外されます。

- ・地方交付税の不交付団体であること
- ・市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること(東京都、23特別区、東京圏に所在する不交付団体(18市町)が対象外となる。)

3. 優遇措置を受けるための手続き

①対象となる地方公共団体は、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要があり、②その認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、当該寄附について税の優遇措置を受けることができます。

ただし、本店所在地の地方公共団体に対する寄附は、優遇措置の対象外となりますので留意が必要です。

モノクロ機も!
フルカラー機も!
無料 コピー機**本体0円** レンタル

こんな御会社にオススメです!

- コピー機の故障が多い。
- リース契約の満了が近い。
- 経費の削減をしたい。
- 買い替えを考えている。
- コピー機とFAXを1台にしてオフィスを広く。
- コピー機をパソコンのプリンターとして使いたい。



お問い合わせ
お申し込みは **ただおき君®** 0120-411-114

あなたと笑顔のAIDAをつなぐ
AIDA LINK co.,ltd

Tel 092-503-1110 FAX 092-503-1117

※貸出先は弊社規定条件に合うお客様のみとさせていただきます
※建築事務所・短期イベントへの貸し出しは対象外とさせていただきます

ライトプラン		レギュラープラン	
ただおき君		月間の使用枚数による単価表	
カウンターレンタル料金	トナー代・部品代・メンテナンス代含む	カウンターレンタル料金	トナー代・部品代・メンテナンス代含む
501枚~free	9	3,500枚以上	5
500枚以下	4,500	3,001枚~3,500枚	5.5
		2,501枚~3,000枚	6
		2,001枚~2,500枚	6.5
		1,501枚~2,000枚	7
		1,251枚~1,500枚	8
		1,001枚~1,250枚	8.5

トナー代・部品代・メンテナンス代含む
※1ヶ月のモノクロ使用枚数が500枚以下の場合は、使用枚数に関わらず、一律4,500円頂戴いただきます。
※金額は全て税抜き価格です。

別途、初回搬入設置費 45,000円を頂きます